

財団法人 横浜港埠頭公社
定 款

財団法人 横浜港埠頭公社

目 次

制定 昭 56. 12. 25
最終改正 平 21. 3. 26

第1章	総則（第1条－第5条）	1
第2章	財産及び会計（第6条－第17条）	2
第3章	役員等（第18条－第24条）	4
第4章	理事会（第25条－第33条）	6
第5章	評議員及び評議員会（第34条－第35条）	8
第6章	定款の変更及び解散（第36条－第38条）	8
第7章	事務局（第39条－第40条）	9
第8章	補 則（第41条）	10
附 則		10

財団法人横浜港埠頭公社定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 横浜港埠頭公社（以下「本公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本公社は、事務所を横浜市中区に置く。

(目 的)

第3条 本公社は、横浜港における外貿埠頭（旧外貿埠頭公団法（昭和42年法律第125号）第2条各号に定める施設及びその附属施設の総体をいう。以下同じ。）の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理を総合的かつ効率的に行うとともに、横浜市が行う業務に協力することにより、横浜港の機能の強化と振興を図り、もって外国貿易の増進並びに住民の福祉の向上及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本公社は、前条の目的を達成するため、横浜港において次に掲げる事業を行う。

- (1) 外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理を行うこと。
- (2) 外貿埠頭の円滑な利用を確保するため必要な前号に掲げる以外の事務所、店舗、福利厚生施設その他の施設の建設及び管理を行うこと。
- (3) 受託により外貿埠頭と密接な関連のある港湾施設の工事を行うこと。
- (4) 受託により横浜市の港湾施設の管理及び維持を行うこと。
- (5) 受託により埋立処分地へ建設発生土その他の土砂を受け入れること。
- (6) 受託により海域環境の保全及び水生生物の維持培養を行うこと。
- (7) 受託により横浜港と密接な関連のある港湾の利用に関する業務を行うこと。
- (8) その他本公社の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(公 告)

第5条 本公社の公告は、本公社の掲示場に掲示又は新聞その他の刊行物に掲載して行う。

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本社の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第7条 本社の財産を分けて、基本財産、環境整備基金（以下「基金」という。）及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基金は、第4条第6号の業務の運営に必要な資金として指定して交付された財産とする。

4 普通財産は、基本財産及び基金以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本社の財産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、金融機関への定期預貯金、信託会社への信託又は国債若しくは地方債等の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産等の処分の制限)

第9条 本社の財産のうち基本財産は、勘定科目の区分の変更によるもののほか、これを処分し、又は、担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、かつ、横浜港港湾管理者の承認及び国土交通大臣の認可を得たときは、その一部に限り処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

2 基金は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、かつ、横浜市長の承認を得たときは、その全部又は一部を処分し、又は担保に供する

ことができる。

(基金の使途)

第10条 基金の運用から生ずる収益は、第4条第6号の業務の経費に支弁する。

(基金の区分経理)

第11条 基金に係る経理については、他の普通財産に係る経理と区分して整理しなければならない。

(長期借入金)

第12条 本会社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、横浜港港湾管理者の承認を得、国土交通大臣に届け出なければならない。

(経費の支弁)

第13条 本会社の経費は、第10条に係るもののほか、普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第14条 本会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(利益及び損失の処理)

第15条 本社は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 本社は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第16条 本会社の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、横浜港港湾管理者の承認及び国土交通大臣の認可を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第17条 本社の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に横浜港港湾管理者及び国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第18条 本会社に、次の役員を置く。

理 事 6名以上8名以内

監 事 2名

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 第1項の役員には、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号。第37条において「海上物流基盤強化法」という。）第2条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和56年法律第28号。以下「旧外貿法」という。）第3条第1項第4号に規定する港湾の建設及び管理に関する事業並びに外航海運及び港湾運送に関する事業について知識及び経験を有する者を含めるものとする。

(役員を選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第20条 理事長は、本会社を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を代行する。
- 4 常務理事は、常務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本公社の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第21条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠格)

第22条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で、本公社と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - (2) 本公社が所有若しくは管理する施設を使用して事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - (3) 前2号の事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 2 第18条第3項に規定する者については、前項各号（第1号に係る部分を除く。）の規定

は適用しない。

(役員解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、解任することができる。この場合においては、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 前条第1項各号の一に該当するに至ったとき。

(2) 旧外資法第3条第1項第5号又は第6号に規定する者に該当するに至ったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(4) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第18条第3項に規定する者については、前項のうち第1号に係る部分(前条第1項第1号に係る部分を除く。)の規定は適用しない。

(役員報酬等)

第24条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、本公社の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第27条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第20条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第28条 理事会は第20条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により、通知することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会 (評議員)

第34条 本会社に評議員8名以上12名以内を置く。

2 評議員は、次の各号に掲げる者のうちから理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

- (1) 横浜港港湾管理者の職員 3名以内
- (2) 港湾施設の借受者及び使用者の役員又は職員 5名以内
- (3) 学識経験者 4名以内

3 評議員には第21条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第20条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この定款で別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第30条から第33条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

第36条 この定款は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、横浜港港湾管理者の承認及び国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 本社は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び海上物流基盤強化法附則第4条第4項の規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、横浜港港湾管理者の承認を得、海上物流基盤強化法附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされる旧外貿法第14条第1項の法律に基づく措置をとり、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第38条 本会社が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、横浜港港湾管理者の承認及び国土交通大臣の許可を得て、横浜港港湾管理者に帰属するものとする。

第 7 章 事 務 局

(設置等)

第39条 本社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 事業計画及び予算に関する書類
 - (4) 事業報告及び決算に関する書類
 - (5) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (8) 理事及び監事の履歴書
 - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 8 章 補 則

(細則)

第 4 1 条 この定款に定めるもののほか、本公社の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、公社の設立について、運輸大臣の許可を受けた日（昭和 5 6 年 1 2 月 2 5 日）から施行する。
- 2 公社設立当初の事業年度は、第 1 1 条 [第 1 3 条] の規定にかかわらず、公社設立の日から昭和 5 7 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 公社設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 1 3 条の規定にかかわらず、設立発起人の定めるところによる。
- 4 公社設立当初の役員は、第 1 6 条 [第 1 8 条] の規定にかかわらず、同条第 1 項の副理事長、専務理事若しくは常務理事又は同条第 2 項に規定する者を除いたものとすることができる。
- 5 公社設立当初の役員は、第 1 7 条 [第 1 9 条] の規定にかかわらず、設立発起人の定めるところによる。
- 6 公社設立当初の役員の任期は、第 1 9 条 [第 2 1 条] の規定にかかわらず設立後最初の理事会までとする。
- 7 公社の設立時における基本財産は、2, 0 0 0 万円とする。

附 則（平成元年 5 月 1 0 日運政第 2 5 0 号の 1 運輸大臣認可）

この寄附行為の変更は、運輸大臣の認可のあった日（平成元年 5 月 1 0 日）から施行する。

附 則（平成 2 年 7 月 4 日運政第 4 6 2 号 運輸大臣認可）

この寄附行為の変更は、運輸大臣の認可のあった日（平成 2 年 7 月 4 日）から施行する。

附 則（平成 1 7 年 4 月 1 1 日国官総第 5 7 1 号 国土交通大臣認可）

(施行期日)

- 1 この寄附行為の変更は、国土交通大臣の認可のあった日（平成 1 7 年 4 月 1 1 日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この寄附行為による改正前の寄附行為の規定によりなされた手続きその他の行為は、この寄附行為による改正後の寄附行為（以下「新寄附行為」という。）の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

(理事及び監事の選任の特例)

- 3 寄附行為第19条第1項の規定にかかわらず、新寄附行為施行の日の前日に役員に就任している者は、新寄附行為施行の日において新寄附行為第19条第1項の規定により役員に選任されたものとみなす。

(理事任期の特例)

- 4 新寄附行為第21条の規定にかかわらず、新寄附行為施行の前日に役員に就任している者の任期は、平成18年3月31日までとする。

(評議員の任期の特例)

- 5 新寄附行為第34条第3項で準用する第21条第1項の規定にかかわらず、この寄附行為の施行後最初に選任された評議員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月27日国官総第892号 国土交通大臣認可)

(施行期日)

- 1 この寄附行為の変更は、国土交通大臣の認可のあった日(平成19年3月27日)から施行する。

附 則 (平成21年3月26日国官総第694号 国土交通大臣認可)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、国土交通大臣の認可のあった日(平成21年3月26日)から施行する。